

## 徳島県工事成績評定要領

## 工事成績評定要領

令和8年5月1日

### (目的)

第1 この要領は、徳島県工事検査規程（以下「工事検査規程」という。）第9条の規定に基づき、工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公共工事の品質の確保等を図るため厳正かつ適確な評定を実施し、もって受注者の適正な選定及び指導育成等に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2 評定は、請負額が500万円以上の請負工事（以下「工事」という。）を対象とする。ただし、待ち受け型の維持管理における工事については評定の対象外とする。

### (評定者)

第3 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、工事検査規程第3条の規定により検査を命じられた工事検査員並びに当該工事を担当する総括監督員、主任監督員及び現場監督員（以下「監督員」という）のうち2名とする。ただし、総括監督員、主任監督員及び現場監督員の全てを配置する工事にあつては、工事検査員並びに現場監督員を除く監督員とする。

### (評定の方法)

- 第4 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。
- 2 評定は、監督または検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。
  - 3 評定は、工事成績表（別記－1）、別に定める工事成績表の考査項目別運用表によるものとする。
  - 4 細目別評定点は、細目別評定点表（別記－3）に記録するものとする。
  - 5 評定結果は、工事成績評定点表（別記－4）に記録するものとする。

### (評定の算出)

- 第5 監督員は、工事検査員による検査が実施されるまでに工事検査員を除く評定を取りまとめのうえ工事成績表・細目別評定点表及び工事成績評定表（以下「成績表」という。）を工事検査員に提出するものとする。
- 2 工事検査員は、前項の成績表に自己の評定を加えて算出した評定点合計を工事成績として評定するものとする。
  - 3 工事検査員は、評定を定めたときは、成績表を工事検査復命書（工事検査規程第6条関係）に付するものとする。

### (評定結果の通知)

第6 検査に係る工事を施行する契約担当者は、評定の結果を当該工事の受注者に対して工事成績評定通知書（別記－2）により通知するものとする。

### (評定の修正)

第7 契約担当者は、評定の結果を通知した後、工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（契約不適合）であることが判明し、評定を減点修正すべきと認める場合は、第5を準用し評定の修正を行い、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

### (説明請求等)

- 第8 第6または第7の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、契約担当者に評定の内容について説明を求めることができるものとする。
- 2 契約担当者は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

附 則（平成12年12月26日改正）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成13年1月1日以後に行う検査について適用し、第6条の規定は、平成13年4月1日以後に行う検査について適用する。  
（徳島県土木工事しゅん工検査工事採点基準、徳島県建築工事しゅん工検査工事採点基準の廃止）
- 3 次に掲げる基準は、廃止する。
  - 1 徳島県土木工事しゅん工検査工事採点基準
  - 2 徳島県建築工事しゅん工検査工事採点基準

附 則（平成13年4月1日改正）

- 1 機構改革に伴う部名等の変更。
- 2 この要領は平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月4日改正）

- 1 この要領は平成15年1月1日から施行する。
- 2 この要領は平成15年1月1日以後に行う検査について適用する。

附 則（平成15年7月4日改正）

- 1 この要領は、平成15年8月1日から施行する。

附 則（平成15年9月29日改正）

- 1 この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成16年4月1日以降に行う検査について適用する。  
（徳島県農林水産部工事成績評定要領及び徳島県県土整備部工事成績評定要領の廃止）
- 3 次に掲げる要領は廃止する。
  - 1 徳島県農林水産部工事成績評定要領
  - 2 徳島県県土整備部工事成績評定要領

附 則（平成17年3月31日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成17年4月1日以降に行う検査について適用する。

附 則（平成21年9月10日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成21年10月1日以降、入札公告・指名通知を行う工事について適用する。

附 則（平成22年3月16日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成22年4月1日以降に行う検査について適用する。

附 則（平成23年10月7日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成23年10月20日から施行する。
- 2 この要領の改正後のそれぞれの要領の様式に相当するこの要領による改正前のそれぞれの要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成25年4月1日改正）

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要領の改正後のそれぞれの要領の様式に相当するこの要領による改正前のそれぞれの要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成25年8月9日改正）

- 1 この要領は、平成25年9月1日から施行する。
- 2 この要領の改正後のそれぞれの要領の様式に相当するこの要領による改正前のそれぞれの要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成26年3月26日改正）

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領の改正後のそれぞれの要領の様式に相当するこの要領による改正前のそれぞれの要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成26年7月24日改正）

- 1 この要領は、平成26年7月24日から施行する。
- 2 この要領の改正後のそれぞれの要領の様式に相当するこの要領による改正前のそれぞれの要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成28年4月27日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成28年5月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年5月1日以降、入札公告・指名通知を行う工事について適用する。
- 3 この要領の改正後のそれぞれの要領の様式に相当するこの要領による改正前のそれぞれの要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成28年7月1日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、工事を発注する部局ごとに改定された工事共通仕様書を適用する工事から適用する。
- 3 この要領の改正後のそれぞれの要領の様式に相当するこの要領による改正前のそれぞれの要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成29年3月31日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、工事を発注する部局ごとに改定された工事共通仕様書等を適用する工事から適用する。
- 3 この要領の改正後のそれぞれの要領の様式に相当するこの要領による改正前のそれぞれの要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成31年3月29日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成31年4月1日以降に行う検査について適用する。

附 則（令和4年6月24日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年7月1日以降に契約（当初契約）を締結する工事について適用する。

附 則（令和 8 年 4 月 1 日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日以降に契約（当初契約）を締結する工事について適用する。

附 則（令和 8 年 5 月 1 日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 8 年 5 月 1 日以降に行う検査について適用する。
- 3 この要領の改正後のそれぞれの要領の様式に相当するこの要領による改正前のそれぞれの要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

## 工 事 成 績 表

所属年度		所 属					工 事 名																
工事箇所		現場代理人					路線名等																
受注者名		令和 年 月 日					主任技術者																
		令和 年 月 日					令和 年 月 日～令和 年 月 日																
		令和 年 月 日					令和 年 月 日																
考 査 項 目		主任監督員又は現場監督員					総括監督員(主任監督員)							工事検査員									
		氏名					氏名							氏名									
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e			
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																	
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																	
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+ 5		+2.5		0	- 7.5	-10			
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15										
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15										
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	- 5																	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	- 5								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20			
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	- 5								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25			
	III. 出来ばえ													+ 5		+2.5		0	- 5				
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2																						
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3+		( 7 )	0																			
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0												
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		+ 点					+ 点							+ 点									
評定点 (65±加減点合計) ※1		① 点					② 点							③ 点									
評定点計		_____点																					
		_____点 × 0.4 + _____点 × 0.2 + _____点 × 0.4 = _____点																					
7. 法令遵守等 ※4		_____点																					
評定点合計 ※5		_____点																					
評定点計( _____点) - 法令遵守等( _____点) = _____点																							
8. 総合評価技術提案	技術提案等履行確認 ※6						履 行							不 履 行					対 象 外				
所 見	主任監督員又は現場監督員					総括監督員(主任監督員)							工事検査員										

※1 1～3、の評定 (65±加減点合計) + 4、5、6の評定 (加減点合計) - 7の評定(減点) = 評定点 各評定点(①～③)は小数第1位まで記入する。

4、5、6、は加点評価のみとする。また、7の法令遵守等は、減点評価のみとする。

各審査項目ごとの採点は、審査項目別運用表によるものとし、工事検査員の評価に先立ち監督員が行う。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全対策等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際して、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が評価すること。ただし、総括監督員がいない工事は担当係長、担当係長の上司の合議をもって記述する。

※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4 法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。

※5 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※6 総合評価技術提案は、技術提案等(技術提案及び簡易な施工計画)の履行が確認できない場合、「不履行」を選択する。

別記－ 2

令和 年 月 日

(受注者)

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

(契約担当者) 知事、所属長

### 工事成績評定通知書

貴社が受注した次の工事について、徳島県工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

#### 記

工 事 名			
路 線 名 等			
工 事 箇 所			
請 負 代 金 額			
工 期			
検 査 年 月 日			
評 定 点	点	項目別評定点	別表1のとおりです。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付してこの通知を受けた日から14日（休日含む）以内に書面により説明を求めることができます。疑問の趣旨に対する説明は、書面により郵送いたします。また、この工事成績評定通知書は、閲覧公表いたしますのでご承知おきください。

(手続などの問い合わせ先及び送付先)

〒 住所

所属名（係名まで記入）、電話番号

別表 1

## 項目別評定点

評価項目	細別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／3.3点
	II. 配置技術者	／4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	／13.0点
	II. 工程管理	／8.1点
	III. 安全対策	／8.8点
	IV. 対外関係	／3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／14.9点
	II. 品質	／17.4点
	III. 出来ばえ	／8.5点
4. 工事特性(加点のみ)	施工条件等への対応	／7.3点
5. 創意工夫(加点のみ)	創意工夫	／5.7点
6. 社会性等(加点のみ)	地域への貢献等	／5.2点
7. 法令遵守等(減点のみ)		
評 定 点 計		／100.0点

※評定点計は、四捨五入により整数とする。

別記-3

## 細目別評定点表

項 目	細 別	主任監督員 又は現場監督員	総括監督員 (主任監督員)	工 事 検 査 員	配点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	$(1.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点			3.3点
	II. 配置技術者	$(3.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点			4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	$(4.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点		$(5.0) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	13.0点
	II. 工程管理	$(4.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点	$(2.0) \times 0.2 + 3.2 =$ 点		8.1点
	III. 安全対策	$(5.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点	$(3.0) \times 0.2 + 3.3 =$ 点		8.8点
	IV. 対外関係	$(2.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点			3.7点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	$(4.0) \times 0.4 + 2.8 =$ 点		$(10) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	14.9点
	II. 品質	$(5.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点		$(15) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	17.4点
	III. 出来ばえ			$(5.0) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	8.5点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		$(20) \times 0.2 + 3.3 =$ 点		7.3点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	$(7.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点			5.7点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		$(10) \times 0.2 + 3.2 =$ 点		5.2点
7. 法令遵守等			$( ) \times 1.0 =$ 点		
評 定 点 計		40点	20点	40点	100点
					点

※合計得点は、四捨五入により整数とする。

## 工事成績評定表

所属名:

工 事 名		
路 線 名 等		
工 事 箇 所		
契 約 金 額		当 初 : 円
		最 終 : 円
工 期		当 初 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 年 日
		最 終 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 年 日
しゅん工検査年月日		令和 年 月 日
受 注 者	受 注 者	
	現 場 代 理 人 氏 名	
	主任技術者 氏 名	
	監理技術者 氏 名	
一次評定者 主任監督員又は現場監督員 職氏名		
二次評定者 総括監督員(主任監督員) 職氏名		
三次評定者 工事検査員 職氏名		
①主任監督員又は現場監督員評定点		点
②総括監督員(主任監督員) 評定点		点
③工 事 検 査 員 評 定 点		点
④法令遵守等(減点のみ)		- 点
⑤評定点合計		点

- 注 1) 部分引渡しの場合は、一次評定者、二次評定者、三次評定者が各々評定を行い、しゅん工の際に、しゅん工検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。
- 2) 一次評定者、二次評定者、三次評定者の評定点は小数第1位までとする。
- 3) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- 4) ④法令遵守等は、二次評定者が記入する。